

**軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付における  
昇降座椅子の取り扱い方法の整理について**  
(裏面「参考資料」と合わせてご覧ください)

「昇降座椅子」は、福祉用具貸与の対象となる用具の種目中、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」に含まれるものです。

また、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」は、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付（以下「例外給付」と記載）の対象となっています。

昇降座椅子は移乗を目的とした用具であるため、例外給付を行う際は、本人が「移乗に一部介助または全介助を要する者」という状態（【表1】状態像②）である必要があります。

しかしながら、今般、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」という状態（【表1】状態像③）をもって、ケアマネジャーの判断のみに基づき、保険者の確認を受けないまま昇降座椅子の貸与費を算定している事例があることが分かりました。

このことについて、東三河広域連合及び構成市町村においても取り扱い方法に統一されていない部分があったため、今後はこれを統一し、以下の通りとします。

**<軽度者が昇降座椅子の貸与を受ける場合の取り扱い>**

軽度者が昇降座椅子の貸与を受ける場合は、本人が「移乗に一部介助または全介助を必要とする者」であることを確認する。確認方法は以下の通り。

- ① 認定調査の基本調査結果2-1「移乗」が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」であること。
- ② ①に当てはまらない場合は保険者に対して算定可否申請を行い、結果が「可」であること。

※昇降座椅子の利用を希望する被保険者は、床（畳）での生活が必要な方が想定されます。算定可否の申請書を提出する際には床（畳）での生活でなければならぬか、理由をケアプラン等に明記して下さい。

経過措置として、現在、軽度者として昇降座椅子を貸与されている方については、現認定有効期間内は、申請書の提出は不要とします。今後、新規に軽度者として昇降座椅子を貸与される場合や、現在算定可否の申請を行うことなく昇降座椅子の貸与を受けている方が更新申請、変更申請又は介護申請をされる際は、算定可否申請書の提出が必要となります。

（例）要支援2の方が令和3年9月30日で認定有効期間が終了し、更新申請を行う場合  
→令和3年9月30日までの貸与については算定可否申請書の提出は不要。令和3年10月1日以降も貸与を継続する場合、算定可否申請書の提出が必要。

ご不明点等ございましたら、東三河広域連合または構成市町村窓口へご相談ください。

## 参考資料

### 参考1

東三河広域連合 HP 資料「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について」より

【表1】（一部抜粋）

| 対象外種目                                    | 状態像（例外給付が認められる者）          | 認定調査の基本調査結果               |
|------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| オ 移動用リフト（つり具部分を除く）<br>（昇降座椅子を含む）<br>（注1） | 次のいずれかに該当する者              |                           |
|                                          | ① 日常的に立ち上がりが困難な者          | 基本調査 1-8 立ち上がり「できない」      |
|                                          | ② 移乗に一部介助または全介助を必要とする者    | 基本調査 2-1 移乗「一部介助」または「全介助」 |
|                                          | ③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | *ケアマネジャー等が判断              |

注1 昇降座椅子は「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、床からの「移乗」を評価してください

### 参考2

「平成19年3月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡 別添2 Q2」より

2 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。

認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。

その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子までの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。

したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。